

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	吉野ヶ里町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yoshinogari.saga.jp/contents/1_10284.html

執行機関名 吉野ヶ里町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	日常生活用具給付等事業に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		吉野ヶ里町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第22号)別表第1第4項 日常生活用具給付等事業に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第1条	吉野ヶ里町地域生活支援事業実施要綱(平成18年訓令第70号)第1条第13条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の推進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現するため、社会参加の機会が確保されること及び地域社会における他の人々との共生並びに社会的障壁の除去に資することを目的とし、</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 第13条 日常生活用具給付事業は、 <u>重度障害者等</u> に対し、日常生活用具(以下この節において「用具」という。)を給付又は貸与(以下この節において、「給付等」という。)することにより、 <u>且常の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを</u> 行うものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		吉野ヶ里町地域生活支援事業実施要綱(平成18年訓令第70号)
--------------	--	--------------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	吉野ヶ里町地域生活支援事業実施要綱第17条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	吉野ヶ里町地域生活支援事業実施要綱に定める日常生活用具の給付に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	吉野ヶ里町地域生活支援事業実施要綱第20条第3項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号リ	吉野ヶ里町地域生活支援事業実施要綱第20条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報